

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)

目次

- ◇告示 土地改良区の役員の退任 (農村整備課)
- 土地改良区の役員の就退任 (三件) (一々)
- 土地改良区の定款の変更の認可 (三件) (一々)
- 県営土地改良事業の工事の完了 (一々)
- 保安林の指定予定 (四件) (森林保全課)
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課)
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (一々)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)

告示

鳥取県告示第五百六十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所
理事 河原健治 鳥取市本高八五
監事 高本栄 鳥取市本高三四七
松下卯一郎 鳥取市本高三五八
懸樋広藏 鳥取市本高八〇一三
小山和夫 鳥取市本高一四三一
河原正彰 鳥取市本高三七三一一
懸樋勝雄 鳥取市本高九二
河原利明 鳥取市本高一二二九
松尾敏行 鳥取市本高一四六

平成十年五月七日退任

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

退任した役員の氏名及び住所
理事 山本伊太郎 鳥取市本高一八〇
平成九年十二月九日退任

鳥取県知事 西尾邑 次

平成10年8月25日 火曜日

就任した役員の氏名及び住所

理事

小山和夫

鳥取市本高一四三一一

懸樋勝雄

鳥取市本高九一

鳥取市本高一二九

河原利明

鳥取市本高一三五

河原茂輔

鳥取市本高一六五

河原正彦

鳥取市本高八五六

松尾正彦

鳥取市本高一四六

監事

河原正彰

鳥取市本高三七三

松尾敏行

鳥取市本高三五八

監事

河原宏好

鳥取市本高二九七一三

平成十年五月八日就任 任期二年

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同
条第十七項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事

長谷川寿

氣高郡青谷町大字河原一七二

山本丈夫

氣高郡青谷町大字飯里一一三

秋吉至

氣高郡青谷町大字河原八一三

飯田伊知郎

氣高郡鹿野町大字中園一八三

就任した役員の氏名及び住所

理事

長谷川寿

氣高郡青谷町大字河原一七二

監事

前田保幸

氣高郡青谷町大字河原八〇九

平成九年十二月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事

山本丈夫

氣高郡青谷町大字飯里一一三

監事

長谷川仁

氣高郡青谷町大字河原九四三

監事

中原和則

氣高郡青谷町大字河原二八二

監事

飯田伊知郎

氣高郡鹿野町大字中園一八三

監事

棚田景己

氣高郡青谷町大字青谷六一五

監事

大口学

氣高郡青谷町大字奥崎四七

平成九年十二月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同
条第十七項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理
事

川島正壽

西伯郡名和町大字名和一三九八一一

小林茂希

西伯郡名和町大字加茂五五〇

塩谷和彦

西伯郡名和町大字御来屋一〇八五

秋樹親雄

西伯郡名和町大字名和一五九

森田昌子

西伯郡名和町大字名和一一二一一

林原清志

西伯郡名和町大字門前二七

細谷三範

西伯郡名和町大字加茂一九五

渡邊勝昭

西伯郡名和町大字加茂二九一

山根富也

西伯郡名和町大字加茂九九八

池信武志

西伯郡名和町大字門前一一〇三一

桑本好古

西伯郡名和町大字富長九八

杉原俊雄

西伯郡名和町大字富長六四

船田愛治

西伯郡名和町大字御来屋七八一

眞島公平

西伯郡名和町大字加茂二八五一一

平野演美

西伯郡名和町大字名和一六二一

監
事

平成十年七月二十三日退任

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐治村土地改良区の定款の変更を平成十年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年七月二十四日就任 任期四年

宮川進 西伯郡名和町大字加茂三二七
山根靖司 西伯郡名和町大字加茂一〇三〇
木村秀雄 西伯郡名和町大字門前一一一五
黒住長夫 西伯郡名和町大字名和九五一二
田草健二 西伯郡名和町大字名和一三三四
池信靖夫 西伯郡名和町大字門前一〇九八

就任した役員の氏名及び住所
理事 川島正壽
桑本好古
杉原俊雄
船田愛治
眞島公平
平野演美
平成十年七月二十三日退任
西伯郡名和町大字加茂二八五一一
西伯郡名和町大字名和一六二一
西伯郡名和町大字富長九八
西伯郡名和町大字富長六四
西伯郡名和町大字御来屋七八一
西伯郡名和町大字名和一八
西伯郡名和町大字富長六四
西伯郡名和町大字御来屋七八一
西伯郡名和町大字名和一三九八一一
西伯郡名和町大字名和一三九八一
西伯郡名和町大字加茂五五〇
西伯郡名和町大字富長九八
西伯郡名和町大字御来屋七八一
西伯郡名和町大字名和一三九八一一
西伯郡名和町大字名和一三九八一
西伯郡名和町大字門前二三〇
西伯郡名和町大字加茂一四九

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を平成十年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成十年八月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------------------------|------------|
| 県営ふるさと農道緊急整備事業泊地区農道整備 | 平成十年三月十五日 |
| 県営ふるさと農道緊急整備事業関金地区農道整備 | 平成十年三月三十日 |
| 県営農地開発事業山田谷地区農用地造成 | 平成十年三月二十五日 |
| 県営ほ場整備事業小田南部地区区画整理 | 平成十年三月三十一日 |
| 県営ほ場整備事業石見地区（第一工区）区画整理 | 平成十年三月二十六日 |
| 県営ほ場整備事業石見地区（第二工区）区画整理 | 平成十年三月二十四日 |
| 県営ほ場整備事業石見地区（第五工区）区画整理 | 〃 |

鳥取県告示第五百七十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年八月二十五日

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字橋本字夏焼東平七五五、七五七から七五九まで、字的場東平七六二、七六三、字大余越八三七の六四、八三七の六五、八三七の六七から八三七の七〇まで、八三七の九四、八三七の九六から八三七の一〇一まで

二 指定の目的**水源のかん養****三 指定施業要件****1 立木の伐採の方法**

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字東上字鎌倉一八四三の一、一八四三の三、一八五九から一八六四まで
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥取県告示第五百七十五号**
- 次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 平成十年八月二十五日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 平成十年八月二十五日
- 一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字北方字法華原山八六五、八六六、八七一、八七三、八七四、字乙石山六九四の一
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥取県告示第五百七十六号**
- 次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 平成十年八月二十五日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 平成十年八月二十五日
- 一 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町舟場字エビレ谷一〇三〇の一〇
- 二 指定の目的
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字エビレ谷一〇三〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町神戸上字城山二五〇〇、一五〇一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、竹内町大林土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成十年八月二十五日から平成十三年三月三十日まで

二 施行地区

境港市竹内町字大林の一部

三 事務所の所在地

境港市湊町七三 美保土建株式会社境港営業所

四 設立認可の年月日

平成十年八月十八日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示板及び境港市役所の掲示板に掲示して行う。

鳥取県告示第五百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間
変更前

7 平成10年8月25日 火曜日

鳥取県公報

平成三年三月一十九日から平成十六年三月三十一日まで

変更後

平成三年三月二十九日から平成十七年三月三十一日まで

二
施行地区

追加する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字今吉の各一部

三 事務所の所在地

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場内

四 設立認可の年月日

平成二年三月廿一日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区周辺の日吉津村の掲示場に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成十年八月十八日

教育委員會告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成十年八月二十五日

鳥取県教育委員会委員長　岡田端

一日時 平成十年八月二十七日（木）午後一時三十分

平成10年8月25日曜火

鳥取県政廳

| | | |
|---|---|---|
| 支間長 : 30.35m × 3 + 43.02m + 26.24m × 4 + 26.235m 幅員 : W = 12.0m (内訳 車道 = 3.5m × 2、歩道 = 2.5m × 2) | 平面線形 : 直線橋 架設工法 : 架設式架設工法 | (5) 工期 平成10年9月から平成12年1月20日まで 2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認種類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。 (1) 共同企業体に関する条件 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。 |
| イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。 ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。 | エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいとする。 オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。 | (2) 共同企業体の構成員共通の資格 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。 ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものと有すること。 | | (3) 共同企業体の代表者の資格 イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものと有すること。 イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,300点以上の者でプレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完結工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。 |
| | ウ 平成元年度以降に、P.C.橋（道路橋に限る。）上部工の橋脚製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。 エ (2)の力により配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。 | 3 技術資料等の作成及び提出 (1) 技術資料作成要領の交付 |

工 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。
オ 平成10年8月25日（火）から同年9月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
(イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものと有すること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,300点以上の者でプレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完結工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。

ウ 平成元年度以降に、P.C.橋（道路橋に限る。）上部工の橋脚製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

エ (2)の力により配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出
(1) 技術資料作成要領の交付

報 公 告 鳥

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成10年8月25日（火）から同年9月1日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2） 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3） 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された種類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

v.